

令和5年度佐久市人権同和教育推進協議会次第

日時：令和5年7月4日（火）
午前10時～11時30分
場所：佐久市役所 南棟3階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 会議事項

(1) 令和4年度 人権同和教育事業報告について

(2) 令和5年度 人権同和教育事業計画について

(3) 佐久市犯罪被害者等支援条例について

(4) 人権同和教育副読本「あけぼの」について

講師：副会長 金森 輝雄 氏

5 その他

当面の研修会等

- ・東信地区人権教育スキルアップ講座①
7月28日（金） 佐久市 テーマ：同和問題
- ・東信地区人権教育スキルアップ講座②
10月6日（金） 上田市 テーマ：障がい者
- ・人権同和教育講座（中込・東・臼田・浅科地区）
8月31日～10月19日の毎週木曜日

6 閉 会

佐久市人権同和教育推進協議会委員名簿【HP用】

任期:令和3年11月1日から令和5年10月31日まで

	ふりがな 名前	所属等	備考
1	こばやし みつお 小林 光男	行政機関及びその関係団体の代表者	
2	かなもり てるお 金森 輝雄	識見を有する者	
3	いそがい もとお 磯貝 源夫	行政機関及びその関係団体の代表者	
4	やなぎさわ ゆうこ 柳澤 優子	教育機関及びその関係団体の代表者	
5	やなぎさわ れいこ 柳澤 礼子	教育機関及びその関係団体の代表者	
6	しらとり よしふみ 白鳥 貴文	教育機関及びその関係団体の代表者	
7	こばやし しんじ 小林 新治	教育機関及びその関係団体の代表者	
8	うえはら かずよし 上原 一善	教育機関及びその関係団体の代表者	
9	やまうら れいいち 山浦 励一	識見を有する者	
10	しげの よしあき 重野 吉祥	行政機関及びその関係団体の代表者	
11	たけしげ ともゆき 竹重 知幸	識見を有する者	
12	つちや れいこ 土屋 礼子	識見を有する者	
13	つちや ただし 土屋 正	行政機関及びその関係団体の代表者	
14	こいど たいち 小井戸 太一	教育機関及びその関係団体の代表者	
15	おくむら しげこ 奥村 繁子	教育機関及びその関係団体の代表者	
16	あさくら けいいち 朝倉 慶一	教育機関及びその関係団体の代表者	
17	みやはら ひでとし 宮原 秀敏	識見を有する者	
18	はしもと てるみ 橋本 輝己	識見を有する者	
19	おかもと よしひさ 岡本 佳久	識見を有する者	

令和4年度 人権同和課 人権同和教育事業報告

1 学校における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者	前年度実績
(1) 学校人権同和教育推進事業	ア 学校教育計画の中に人権同和教育を明確に位置づけ、人権同和教育推進のため、学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し研修会等を実施。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	小・中学校教職員	460人	327人
(2) 人権同和教育研究委員会事業	ア 各学校との連携を保ち推進体制の強化を図る。 イ 地域及び児童・生徒の実態に即した人権同和教育推進のあり方について研究。 ウ 学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し、人権同和教育研究事業等を実施し、実践資料等を作成。	年間	学事職員会	小・中学校教職員	2,924	2,995
(3) 補助教材配本事業	ア 小学1・3・5年生、中学1年生の人権同和教育を充実させるため、学習教材として副読本「あけぼの」を配布。	5月	各小・中学校	児童、生徒、教職員	24校 3,578冊	24校 3,579冊
(4) 教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るために、学校教職員を対象に研修会を実施。	7月28日	佐久市佐久平交流センター	小・中学校教職員	173人	266人
(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るため、新任・転入学校教職員を対象に研修会を実施。	5月23日	創錬センター	小・中学校教職員	151人	123人
(6) PTA人権同和教育研修会事業	ア PTAで人権同和教育の研修会を実施。 イ 各小中学校での保護者参観日等に講演会や研修会を実施。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	児童、生徒、保護者、職員	6,693人	7,303人
(7) 人権同和少年教育促進事業	ア 解放子ども会（教科学習、解放学習） 望月解放子ども会 会員21名 （小学生17名・中学生4名） （指導員、小中学校教諭）	週1回	望月人権文化センター	解放子ども会会員等	小学生 15回 中学生 17回 延211人	小学生 14回 中学生 13回 延269人
	イ 地域との交流会	7月29日	望月人権文化センター	解放子ども会会員等	中止	小学生12人
	ウ 野外学習	8月		解放子ども会会員等	中止	中止
	エ いのちの駅伝 （望月地区内を駅伝し、メッセージを小・中・高校、市長、小中学校長会理事長へ直接届ける。 後日、市内全小中学校へメッセージを伝達）	10月8日	望月地区	解放子ども会会員、望月小・中、長野西高等学校望月サテライト校、指導委員等	102人	89人
(8) 学校における人権同和教育への支援体制	ア 学校での人権同和教育を支援するため、希望する学校へ佐久市人権同和教育推進員を派遣する。	随時	各小・中学校	各小・中学校	0人	/

2 地域における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者	前年度実績
(1) 巡回研修事業	ア 市内各区へ人権同和学習会の開催を文書で依頼。 イ 人権同和教育推進員26名により各区での人権学習、研修、懇談会を実施。 ウ 機会人権同和教育研修会の実施。	随時	主に各地区の公会場等で開催	地区市民、施設職員等	11回 313人	5回 196人
(2) 人権同和教育講座	ア 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、市民の正しい理解と認識を育むために実施。 (野沢、望月、浅間地区)	9月8日 9月15日	野沢地区	地区市民	41人	白田地区148人 中込地区88人
		9月22日 9月29日	望月地区	地区市民	21人	浅科地区36人 東地区40人
		10月6日 10月13日	浅間地区	地区市民	56人	合計312人 ※白田、中込、東資料配布のみ
(3) 一般啓発事業	ア 公民館報「さくし」に「人権シリーズ」を掲載 10回 イ 視聴覚教材（人権啓発DVD等166本）の利用呼びかけ ウ 各種大会への参加、呼びかけ等 エ 人権啓発資料の提供	随時		市民		
(4) 人権同和教育学級事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で実施。	随時	各集会所	支部住民	3支部 35人	2支部 17人
(5) 集会所研修事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で実施。 (生け花、舞踊、料理、手芸、生活改善等学習)	随時	各集会所	支部住民	8集会所	8集会所
(6) 人権・男女共生フェスティバル	ア 市民を対象に人権意識の高揚を図り、人権尊重と男女共生のまちづくりを目指して実施。	11月20日	コスモホール	市民	228人	中止

3 企業における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者	前年度実績
(1) 企業人権同和教育推進事業	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の総会及び研修会を実施。	6月（書面、研修）	Youtube配信	会員企業125社	6人	中止
	イ 小学5年生から人権啓発標語を募集。優秀賞受賞作品（3点）の短冊ポスターを作成。会員企業、小・中学校、公共施設等に配布。優秀賞受賞作品3点の作者を、人権・男女共生フェスティバル内で表彰。全作品をフェスティバルパンフレットに掲載。	6月（標語募集）	人権・男女共生フェスティバル	小学5年生	17校 160人	17校 169人
	ウ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会主催 企業人権教育研修会を実施。	2月8日	創錬センター	会員企業125社	26人	中止
	エ 佐久市職員人権同和教育研修会を実施。（総務課主催）	1月19日	8階大会議室	職員	80人	中止

令和4年度人権教育実施状況調査

1 実施時間数について													
課題		実施区分			小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①女性	各教科	1	1	1	7	11	11	11	11	4	3	2	
	特別の教科 道徳	1	0	0	5	2	2	2	2	1	2	1	
	上記以外の時間	0	0	0	1	6	4	4	4	2	3.35	1	
② いじめ	各教科	9	2	1	8	10	8	8	8	0	2	2	
	特別の教科 道徳	50	46	53	69	47	59	59	59	12	9	9	
	上記以外の時間	15	26.5	22	15	13	22	22	22	5	9	4	
② 子ども 児童虐待、子どもの権利等	各教科	0	0	0	0	3	13	13	13	0	3	3	
	特別の教科 道徳	1	1	5	6	11	15	15	15	1	1	1	
	上記以外の時間	0	1	0	2	1	8	8	8	5	2.35	0	
③高齢者	各教科	1	2	0	4	5	7	7	7	0	1	2	
	特別の教科 道徳	12	6	20	17	18	13	13	13	6	3	4	
	上記以外の時間	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0.3	6	
④障がい者	各教科	3	0	3	0	2	14	14	14	2	1	1	
	特別の教科 道徳	7	2	18	23	17	22	22	22	8	5	2	
	上記以外の時間	6	4	7	7	5	14	14	14	4	3	6	
⑤同和問題	各教科	0	0	0	0	0	23	23	23	1	5	1	
	特別の教科 道徳	1	1	1	5	7	8	8	8	4	4	10	
	上記以外の時間	0	0	0	1	0	1	1	1	1	5	6	
⑥アイヌの人々	各教科	0	0	0	1	4	9	9	9	0	4	2	
	特別の教科 道徳	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	
	上記以外の時間	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	
⑦外国人	各教科	4	3	4	2	12	25	25	25	6	22	26	
	特別の教科 道徳	8	5	18	8	7	5	5	5	5	2	4	
	上記以外の時間	3	2	6	6	3	0	0	0	1	2	1	
⑧ HIV感染者等 ハンセン病元患者等	各教科	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	5	
	特別の教科 道徳	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
	上記以外の時間	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0.5	0	
⑨刑を終えて出所した人	各教科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	特別の教科 道徳	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	上記以外の時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	
⑩犯罪被害者等	各教科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特別の教科 道徳	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	
	上記以外の時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	
⑪インターネット・携帯電話等による人権侵害	各教科	2	4	2	7	21	22	22	22	6	10	4	
	特別の教科 道徳	3	2	8	14	15	26	26	26	6	3	8	
	上記以外の時間	6	11	12.5	16	19	23	23	23	7	9	9	
⑫北朝鮮当局による拉致被害者等	各教科	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	1	
	特別の教科 道徳	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	
	上記以外の時間	0	0	1	1	0	2	2	2	1	1.5	1	
⑬その他 性的指向、性自認等	各教科	0	0	0	2	5	2	2	2	3	0	2	
	特別の教科 道徳	1	0	1	3	4	5	5	5	0	0	2	
	上記以外の時間	4	5.5	6	8	4	7	7	7	3	3	2	
⑬その他 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止	各教科	2	0	1	0	10	4	4	4	0	0	0	
	特別の教科 道徳	2	2	1	2	3	9	9	9	0	1	1	
	上記以外の時間	13	18	15	11	16	17	17	17	4	7	4	
⑬その他 ホームレスの人権 人身取引等	各教科	0	0	0	0	3	1	1	1	1	0	0	
	特別の教科 道徳	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	上記以外の時間	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
⑭人権一般 (生命尊重、自尊感情、コミュニケーション能力等)	各教科	29	22	18	11	38	13	13	13	4	15	3	
	特別の教科 道徳	132	173	150	102	86	94	94	94	12	14	21	
	上記以外の時間	7	14	24	19	13	22	22	22	4	6	3	
合計欄	各教科の合計	51	34	30	42	125	159	159	159	27	67	56	
	特別の教科 道徳の合計	221	238	275	255	241	261	261	261	57	47	69	
	上記以外の時間の合計	56	83	95.5	89	82	124	124	124	41	54	45	

令和5年度 人権同和課 人権同和教育事業計画

目標

<就学前における人権同和教育>

1 保育所・幼稚園等においては、保護者・保育士等を対象に、人権課題について正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。

2 家庭と保育所・幼稚園・地域等が一体となり、子どもの「思いやりの心」を育てます。

<学校における人権同和教育>

1 基本的人権を尊重し、現代社会に根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことをめざします。

2 学校内の人権同和教育推進の体制を確立するとともに、諸条件の整備を図ります。

3 同和地区児童、生徒等の学力の向上や進路指導の徹底と就学・進学に努めます。

<地域における人権同和教育>

1 地域における人権同和教育においては、人権意識の高揚を図り、すべての市民が人権尊重に徹した基本理念を踏まえ、自らの問題として部落差別の撤廃をはじめあらゆる差別をなくすために、関係機関および関係諸団体との連携を密にして実践的教育活動を推進します。

2 人権同和教育の地域拠点施設として、同和対策（教育）集会所の管理運営に努めます。

<企業における人権同和教育>

1 企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取り組みを促進します。

2 人権啓発資料の配布や、DVD等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。

3 関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、人権同和教育の推進を図ります。

1 就学前における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 就学前人権同和教育研修会	ア 保育所等の保護者・保育士等を対象に研修会を開催。	年間計画に基づき実施	各保育所等	保護者・保育士等

2 学校における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 学校人権同和教育推進事業	ア 学校教育計画の中に人権同和教育を明確に位置づけ、人権同和教育推進のため、学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し研修会等を開催。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	小・中学校教職員
(2) 人権同和教育研究委員会事業	ア 各学校との連携を保ち推進体制の強化を図る。 イ 地域及び児童・生徒の実態に即した人権同和教育の推進のあり方について研究。	年間	学事職員会	小・中学校教職員
(3) 補助教材配本事業	ア 小学1・3・5年生、中学1年生の人権同和教育を充実させるため、学習教材として副読本「あけぼの」を配布。	5月	各小・中学校	児童、生徒、教職員
(4) 教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るために、学校教職員を対象に研修会を開催。 イ 人権同和教育の実践発表。	7月27日	市役所南棟3階会議室	小・中学校、高校教職員
(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るため、新任・転入学校教職員を対象に研修会を開催。	5月22日	佐久平交流センター	小・中学校、高校教職員（新任・転入）
(6) PTA人権同和教育研修会事業	ア PTAで人権同和教育の研修会を実施。 イ 各小中学校での保護者参観日等に講演会や研修会を開催。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	児童、生徒、保護者、職員

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(7) 人権同和少年教育促進事業	ア 解放子ども会（教科学習、解放学習） 望月解放子ども会 会員20人(予定) (小学生・中学生) (指導員、小中学校教諭)	週1回	望月人権文化センター	解放子ども会 会員等
	イ 地域との交流会	8月2日	望月人権文化センター	解放子ども会 会員等
	ウ 野外学習	8月8日	臼田宇宙空間観測所、うすだスタードーム	解放子ども会 会員等
	エ いのちの駅伝 (望月地区内を駅伝し、メッセージを小・中・高校、市長、小中学校長会理事長へ直接届ける。 後日、市内全小中学校へメッセージを伝達)	10月14日	望月地区	解放子ども会 会員、望月小・中・高校、指導委員等
(8) 学校における人権同和教育への支援体制	ア 学校での人権同和教育を支援するため、希望する学校へ佐久市人権同和教育推進員を派遣する。	随時	各小・中学校	小・中学校教職員

3 地域における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 巡回研修事業	ア 市内各区へ人権同和学習会の開催を文書で依頼。 イ 人権同和教育推進員26名により各区での人権学習、研修、懇談会を開催。 ウ 機会人権同和教育研修会を開催。	随時	各地区の公会場 および施設等で 開催	地区市民、施設職員等
(2) 人権同和教育講座	ア 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、市民の正しい理解と認識を育むために開催。 (臼田、中込、浅科、東地区)	8月31日 9月7日	臼田地区 あいとびあ臼田	地区市民
		9月14日 9月21日	中込地区 中込会館	地区市民
		9月28日 10月5日	浅科地区 浅科会館	地区市民
		10月12日 10月19日	東地区 東会館	地区市民
(3) 一般啓発事業	ア 公民館報「さくし」に「人権シリーズ」を掲載 イ 視聴覚教材（人権啓発DVD等166本）の利用呼びかけ ウ 各種大会への参加、呼びかけ等 エ 人権啓発資料の提供	随時		市民
(4) 人権同和教育学級事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で開催。（人権同和教育学習会、懇談会等）	随時	各集会所	支部住民
(5) 集会所研修事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で開催。 (生け花、舞踊、料理、手芸、生活改善等学習)	随時	各集会所	支部住民
(6) 人権・男女共生フェスティバル	ア 市民を対象に人権意識の高揚を図り、人権尊重と男女共生のまちづくりを目指して開催。 講演会、隣保館事業成果発表、人権啓発標語表彰式。	11月18日	あいとびあ臼田 コスモホール	市民

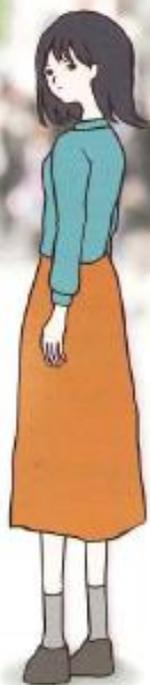
4 企業における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	
(1) 企業人権同和教育推進事業	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の総会及び研修会の開催。	6月	総会(書面決議)	会員企業	
	イ 小学5年生から人権啓発標語を募集。優秀賞受賞作品(3点)の短冊ポスターを作成。会員企業、小・中学校、公共施設等に配布。優秀賞受賞作品3点の作者を、人権・男女共生フェスティバル内で表彰。全作品をフェスティバルパンフレットに掲載。	6月(予定) (標語募集)			小学5年生
	ウ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会人権啓発研修会の開催。	2月(予定)	未定		会員企業
	エ 佐久市職員人権同和教育研修会を開催。(総務課主催)	1月(予定)	未定		市職員

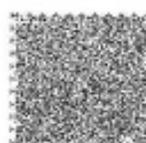
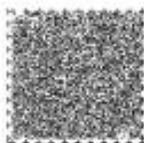
じん けん よう こ 人権の擁護

The Protection of Human Rights

「誰か」のこと
じゃない。



この冊子には、音声コード
(Uni-Voice) が各ページ(奇数
ページ右下、偶数ページ左下)に印
刷されています。
Uni-Voice アプリを使用して読み
取ると、記録されている情報を音
声で聞くことができます。



 法務省人権擁護局

11 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、違い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が作られ(令和3年3月第4次基本計画策定)、同基本計画に掲げられた施策が進められています。

また、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■犯罪被害者等に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
犯罪被害者等に関する人権侵害	7	8	6	4	0

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。
- 5 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（犯罪被害者等支援に関する計画）

第7条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

（支援体制の整備）

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

（個人情報適切な管理）

第9条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第11条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第12条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅（佐久市営住宅条例（平成17年佐久市条例第168号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第14条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第16条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

佐久市犯罪被害者等支援基本計画 【概要版】

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- ①背景：誰もが突然、犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。佐久市では、市内で起きた交通事故によりお子様を亡くされたご遺族から、令和2年11月に「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、切実に求める支援を伺い、条例制定の検討を進めました。
- ②目的：犯罪被害にあわれた方とご家族の被害からの早期回復及び軽減、日常生活の再建を支援し、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、市の施策を実効的に推進していくことを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

犯罪被害者等基本法のほか、佐久市犯罪被害者等支援条例第7条（犯罪被害者等の支援に関する計画）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針や具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間（期間内に犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等が変化した場合、必要に応じて見直します。）

第2章 犯罪被害者等の現状

1 犯罪被害者等の置かれる状況

被害者等の声
(懇談で分かったこと)

市役所等行政機関の窓口について

- 入れ替わり立ち代わり担当職員が代わり、説明が分からない
- 手続きの方法が分からない
- 行政の一方的な判断にさらに傷つけられる
- 信頼できる職員が変わることによる喪失感
- 犯罪被害者支援センターの存在を知らなかった

精神面・経済面・身の回りのことについて

- ショック状態により心身の不調をきたす
- 裁判など経済的負担や精神的負担が大きい
- 思い出に満ちた自宅、事故現場近くの自宅に精神的に住めなくなる
- 日常の身の回りのこと（食事用意、買い物、子の世話）が手につかなくなる
- 仕事に行けなくなる
- 生きるだけで精一杯で自ら支援を求めることが困難

周囲からの二次被害について

- 写真も名前も当事者が知らないうちに報道（SNS）にさらされている
- ネット上に事実と異なる内容が書き込まれ、誹謗中傷を受ける
- 周囲や学校関係者の心無い言葉に傷つく
- 加害者の再犯に精神的に傷つく
- 報道陣が自宅前に押し寄せ、家に帰れない

第2章 犯罪被害者等の現状

2 犯罪被害者等支援における課題

求める支援

①【総合支援窓口の設置】

- ◆各種手続や相談ができる窓口の設置
- ◆福祉の専門職員の配置

②【経済的負担の軽減】

- ◆様々な経済的負担の増大を軽減する支援

③【日常生活への支援】

- ◆心理面での支援
 - ◆子どもの心のケア支援
 - ◆住居面での支援
 - ◆日常の身の回りの支援
 - ◆就労面での支援
- ※被害者、家族、遺族が置かれた状況に応じた支援

④【二次被害の防止】

- ◆インターネット利用のモラルの教育や啓発
- ◆加害者の再犯防止
- ◆報道対応への支援

第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

1 基本的な考え方【第1条関係】

「誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現」

犯罪被害者等支援を推進し、

- ①犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減
- ②生活の再建と権利利益の保護を図ります。

2 基本方針【第3条関係】

- ①犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う
- ②犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う
- ③必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う
- ④二次被害や再被害の発生防止について配慮して行う
- ⑤関係機関等による相互の連携と協力の下で行う

3 市の責務と市民等、事業者の役割【第4条・5条・6条関係】

市は主体的に犯罪被害者等支援に関する施策に取り組み、市民等及び事業者も支援の理解を深め、社会全体で協力して支援に取り組むものとします。

第4章 犯罪被害者等支援に関する施策

1 支援体制の整備【第8条関係】

犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

2 相談及び情報の提供等【第11条関係】

犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

3 日常生活の支援【第12条関係】

それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

4 居住の安定【第13条関係】

居住の安定を図るための支援を行います。

5 経済的負担の軽減【第14条関係】

経済的負担の増大を軽減するため、支援金を支給します。

6 市民等及び事業者の理解の増進【第15条関係】

二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

7 民間支援団体に対する支援【第16条関係】

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう財政支援を行います。

